

携帯品等に対する簡易税率制度

1. 概要

通関の迅速化・円滑化の観点から、入国者の携帯品又は別送品について、関税、内国消費税及び地方消費税の率を統合した簡易税率を適用する制度。

2. 適用対象外貨物

- (1) 入国者がそれぞれの全部について簡易税率の適用を希望しない携帯品又は別送品
- (2) 関税無税貨物
- (3) 関税免税貨物（入国者が個人的に使用する携帯品等）
- (4) 犯則貨物
- (5) 本邦の産業に対する影響等を考慮して簡易税率を適用することが適当でない次の貨物
 - ① 米、のり、パイナップルの缶詰等
 - ② 貨物の種類、数量及び価格、入国者の職業及び入国の事由その他の事情を勘案して、明らかに商業量に達すると認められる貨物。ただし、課税価格が10万円以下であるものを除く。
 - ③ 1個又は1組の課税価格が10万円を超える貨物

3. 簡易税率

15%（酒類を除く。）

酒類：300円/ℓ（しょうちゅう等）又は200円/ℓ（ワイン等）

（注）ウイスキー、ブランデー等関税が無税の酒類は、上記のとおり、簡易税率の適用対象外。

今回答申：適用対象外貨物（上記2.(5)）にこんにゃく芋を追加する。